

産業技術研究センターの平成19年度決算における利益処分の考え方(案)

資料

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

損益計算書

平成18年度

業務実績評価の認定「1」「2」が概ね80%以上

利益処分

経常収益

自己収入	剰余金
標準運営費交付金	費用
特定運営費交付金	費用 1
補助金等収益	費用 2
都からの受託事業収益	費用 3

経常費用

経営努力認定

改正

前提
業務実績評価の認定「S」「A」「B」がおおむね80%以上

法人は東京都に対し、剰余金の金額と発生要因を報告

年度計画との対比により利益の発生要因を把握

交付金及び補助金等に基づく収益以外の収益が増加したことによる利益であって、当該利益が経営努力により生じたものであることを確認。

(会計基準71
参考4(1))

費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が経営努力によるものであることを確認。

(会計基準71
参考4(2))

その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

(会計基準71
参考4(3))

認定

非認定

経営努力認定額
(知事の承認を受ける額)

目的別積立金として整理し、翌事業年度に係る中期計画の剰余金の使途に充てることができる。

積立金

中期計画期間終了後設立団体へ返還

- 1 特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。
- 2 3 補助金等収益及び都からの受託事業収益の一部は、概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。

東京都地方独立行政法人評価委員会 試験研究分科会
今後のスケジュール

● 7月4日（金） 13:15～15:15

第2回試験研究分科会

- 法人からの業務実績報告ヒアリング
- 財務諸表、利益処分案のヒアリング

【各委員による評価シートの記入】

7月14日（月）を目途にお願いいたします。

● 8月1日（金） 9:30～12:00

第3回試験研究分科会

- 評価結果の調整
- 財務諸表、利益処分に対する意見の調整

● 8月26日（火）10:00～11:30

第4回試験研究分科会

- 評価結果の決定
- 財務諸表、利益処分に対する意見の決定

- 評価結果及び財務諸表、利益処分案に対する意見の知事への報告
（9月、分科会長）

○ 11月頃 （評価委員会）

（平成21年）

○ 2月または3月

試験研究分科会

- 次年度以降の評価に向けて
- 産業技術研究センター21年度年度計画報告